

衆議院 第三百三十六回国会

金融問題等に関する特別委員会議録 第七号

平成八年六月三日(月曜日)

午後五時二十二分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 小里 貞利君 理事 尾身 幸次君

理事 大島 理森君 理事 小沢 辰男君

理事 森本 晃司君 理事 早川 勝君

理事 錦織 淳君

伊吹 文明君 石橋 一弥君

金子 一義君 木村 義雄君

岸田 文雄君 栗原 博久君

小杉 隆君 中村正三郎君

原田昇左右君 穂積 良行君

堀之内久男君 松下 忠洋君

横内 正明君 安倍 基雄君

愛野興一郎君 江田 五月君

加藤 六月君 鹿野 道彦君

笹川 堯君 鮫島 宗明君

西 博義君 野田 毅君

平田 米男君 冬柴 鐵三君

坂上 富男君 田中 昭一君

永井 哲男君 細谷 治通君

田中 甲君 吉井 英勝君

海江田万里君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 長尾 立子君

大蔵大臣 久保 亘君

農林水産大臣 大原 一三君

郵政大臣 日野 市朗君

建設大臣 中尾 栄一君

國務大臣 田中 秀征君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

国土庁長官 鈴木 和美君

経済企画庁調整局長 鎌谷 真平君

国土庁土地局長 深澤日出男君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

大蔵省主計局長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省理財局長 田波 耕治君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省国際金融局長 榊原 英資君

農林水産大臣官房長 高木 勇樹君

農林水産省経済局長 堤 英隆君

郵政省貯金局長 木村 強君

建設大臣官房長 伴 襄君

建設省建設経済局長 小鷲 茂君

委員外の出席者

議 員 保岡 興治君

金融問題等に関する特別委員会 藤井 保憲君

調査室長

委員の異動

六月三日

辞任

柿澤 弘治君

野呂田芳成君

北側 一雄君

村井 仁君

同日 補欠選任

小杉 隆君

松本 忠洋君

西 博義君

冬柴 鐵三君

補欠選任

小杉 隆君 柿澤 弘治君
松本 忠洋君 野呂田芳成君
西 博義君 北側 一雄君
冬柴 鐵三君 村井 仁君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出第三五号)

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第九四号)

金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出第九五号)

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出、衆法第三号)

○高島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外五名提出、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案の各案を一括して議題といたします。
この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。
各案審査のため、明日火曜日午前十時から加

藤絃一君、午後一時十五分から全国銀行協会連合会会長橋本俊作君、東京国際大学経済学部教授田尻嗣夫君、慶應義塾大学経済学部教授池田和人君、午後四時から全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、弁護士清水直君、東京大学名誉教授館龍一郎君、以上七名の方々に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。安倍基雄君。
○安倍(基)委員 冒頭であります。先日北側委員からの質問で資料要求の、資料というか覚書といいますが、今度の、ノンバンクと住専とは同じだけれども、何で住専だけに公的資金を導入するのかということについての統一見解を文書で提出してくれという話になったわけでございますが、文書は参りました。

この点につきましては、これでは全く不十分である。この点につきましては、北側委員が恐らく五日の日でも改めて立てていろいろ論議するということになると思っておりますので、きょうは触れないでおきます。

まず、この前、総理に、かつての決定が長い目で見て、後から考えてみて果たしていい決定であったかどうかということについて我々はよく考えねばならない、現在において行け行けどんどんとやっても、これを振り返ったときに果たしていい結果をもたらすかということについて十分考えねばならないという点を申しました。すべての政策は長期的な見通しの上にやらないと、国家国民に非常に大きな災害をもたらすという点でござい

ます。これとともに、私は、長期的見通しとともに必要なことは国際的な視野における決定だと思ひます。

この二点をまず中心にして考えておりますけれども、余り時間が、私は五十九分、一時間でございすから、二時間ゆつくり質問する予定の題目を若干はしりまして、まず最初に、この金融四法と住専法案と大きな矛盾を持つておる、対立を持つておる。同時に提出する、まあ住専法案だけのときは我々はこれはどうかということございましてけれども、金融四法が出てきて、まさにはっきりした矛盾が出てきたわけでございます。

二つの矛盾を私は指摘したいと思ひますけれども、一つは、いわば金融四法においては法的手続というものを前面に押し出している、ところが住専処理はそうではないという点が一つでございます。

それからもう一つは、住専法案を提案するときに、いわば金融システム安定のためということと言われました。しかし、そこで言われたのは、最終的には非常に系統が弱い、その預金者がどうなるのかということに問題が収れんされたわけでございますけれども、私はこの貯金保険法を見ますと、保険料は、預金保険が七倍というのに、二・五倍となっております。これはどういう理由でございすか。例えば相模制度があるとか、そういうことが含まれると思ひますけれども、それについて農林大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大原国務大臣 預金保険が七倍で、こちらが二・五倍となっているわけでございます。普通保険については、これまで単協でいろいろ事業が起きたわけですが、大体五倍ぐらいの確率で起きるであろうという前提で、一・五倍にいたしたわけでございます。それから特別保険料の方は、御存じと思ひますが、一千万円以下のカバが八割程度、水協もあるいはまた単協の方も、そういうことで一倍、こういうことにしたわけでございますが、なお細かい数字について、よろしければ事務局から

お答えさせていただきます。

○安倍(基)委員 細かい数字は要りません。

私がここで質問していますのは、貯金保険法においては、いわば系統は比較的安定である、倒さない。更生手続の申し立ても、信組あたりについてはするけれども、系統においてはやらない。つまり、その根底には、基本には、いわば系統は比較的安定している、安全だという思想がはつきりとあらわれているのです。これは絶対に倒さないよ、これは安全だよ。ところが住専処理法案においては、これは系統が危ないからやるんだということ、金融システム安定のためにというのを表へ出しているのです。この矛盾について農林大臣はどうお考えになるか。これは事務方の意見は要りません、全く二つの対立した考えでございますから、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○大原国務大臣 この点については、何回も申し上げましたように、系統が危ないからというので今回の処理案ができたというふうには我々は理解しておりません。

と申しますのは、これまでのこの決定までに至る経緯をごらんになりました。正直に言つて、何回も再建計画をしながら、お返ししますといういわば約束をいただいて、そしてするする来たその結果、中身を見ますとんでもないいわゆる住専の経営内容であったわけでございます。我々としては母体行責任をきつく主張したのであります。しかし、全体のバランスを考えて贈与という形で与党の決定は協力をせよということでございますので、非常に厳しい状況の中で五千三百を供出する、こういうことでございす。

さらにまた、先ほどおっしゃった安定しているからというお話がございましたが、正直言ひましても、単協の系統の年間利益というのは二百四、五十億であります。それから、水協が十三億程度の規模でございますから、現在千五百億ほどあるところのいわゆるこの保険料の積み立て分は手つかずに現在残っているわけでございます。それと、先ほど御指摘のありました相模制度に

も四百億ぐらいのリザーブがありまして、それを十年がかりでさらに四百億ふやそう、こういう仕組みになっておりまして、この程度なら何とかしのいでいけるだろう、万が一事態がいろいろ変わりますればさらに引き上げを検討していこう、こういう考え方であります。

○安倍(基)委員 大臣、ちよつと言葉を飾らないでほしいのですけれども、私はある外人に聞きまして、今度の処理スキーム。そうしたら、びつくりしているわけですよ。母体行は三兆五千億捨てる、そして一般行は三・八兆のうち一・七兆。片っ方は五兆五千億全部返す。要するにこんなスキームと云うのが国際的に考えられるのだろうか、通常の金融マンの目から見たら非常にこれはおかしいというような意見もあつたのです。

基本的には、だんだんと浮き彫りにされてきたのは、最終的にはやはり系統に対して考えなければならぬということがだんだん浮き彫りにされてきたわけですよ。ところが、貯金保険法案におきましては、これは保険料もほとんど上げない、大丈夫でございます。片っ方で、住専法案は、これはもう大変だから、農協の預金者が危ないからやりますということをやつておる。片っ方では、我々は安全ですよと言つています。

ちよつとほかに時間がございますから、今の答弁で、もしこれを議事録で国際的にばらまいたら、これは論旨一貫していないのです。この点、今まで欠けておつたのは、いわゆる長期的な見通しと国際的な目と、両方から見たときにいかに今度の処理案というものがおかしく映るかという点でございます。この問題につきましてはまたやります。

二番目の、これは一番基本でございますが、いわゆる金融機関に対しては基本的には法的処理で臨む、ところが、何で金融機関でもない通常のいわばノンバンクの一つである住専に対しては法的処理ではなくてこういう形にしたのかという点が一番問題なんです。

北側委員がこれからノンバンク問題が火を噴きますよと言いました。この点に関連しまして私は

一つお聞きしたいのですけれども、現在発表されておるいわゆる不良債権の中で、一体ノンバンク関係のものがどの程度含まれているのか、あるいは含まれていないのか、この点についてお聞きしたいと思ひます。これは政府委員で結構でございます。

○西村政府委員 不良債権全体の数字は昨年の九月末で三兆八兆と申し上げておるわけでございますけれども、そのうちどれだけかというお尋ねかと存じます。

これを住専とそれ以外というふうに分けて、全体としてお答えを申し上げますと、十兆円余りがノンバンクの不良債権ということになるかと存じます。

○安倍(基)委員 この間北側委員からお話ございましたように、ノンバンクの貸し付けというのは大体八十九兆あるわけですね。六十四兆が事業者向け、そのうち六〇％が不動産担保。つまり、銀行からノンバンクへ貸しているところの債権の不良が優良かというのは判定できるのですけれども、ノンバンク自身が貸している債権がどのくらい不良化しているかということがわからないのです。

よく見ますと、住専においても、約十三兆のうち半分悪くなつておる。となりまして、この間系統がノンバンクに七・七兆円、今は少しそれよりも縮まったと言つておりますけれども、その中に含まれる不良債権はわずか六百億と言つています。ただ、もしこれを住専並みの評価でもつて、一体どのくらい回収できるかというのをざしざし積み上げていけば、ノンバンクにおける不良債権というのは、十兆円そこそこではないかと思ひます。今持っているのは銀行からノンバンクに対する不良債権でございますから、ノンバンクそのものが抱えている不良債権というのは、八十九兆のうち、半分とまでいかなないにしても、大きな単位じゃないかと思ひます。ということは、この住専問題は不良債権問題の入り口であつて決して出口ではない、そこをはつきりと認識していただきたい

い。

となりまして、ここで住専処理をこういった国費の導入あるいは第二次ロスの二分の一の国庫負担ということを決めますと、このノンバンクに火がついたときに、これはまた、ノンバンクはこの前のときに久保大蔵大臣は公的資金は導入しないよと言われたけれども、その中における系統の貸し金が七兆円を超えているわけですよ。そうすると、そのまさか半分近くがもしまたあれになればこれは大変な話になる。でございまして、今回の住専処理は入り口であって出口ではない。

となりまして、ここでいけば一つの例をつくと、今のところ、ノンバンクは絶対見ないよとおっしゃっていますけれども、信組についても言っていますけれども、公的資金を導入するに不良債権かどうかという基準は、住専のようになりまして調べていくのはこのくらいあるという積み上げをしていかなければ、その意味ではこれは大変な話なんです。

私は、長い目で見てここでこの決断をすることが果たしていいことかどうかということは本当に疑問に思っています。でございまして、我々が当初から言っております、いわば法的処理を行うこと、それによって本当に経営が立ち行かなくなりそうになれば別途手段を講じるということの方が本筋に通るのです。

大蔵大臣、まず、いわゆる金融三法において法的処理をとるということにしながら、住専についてはこういう公的資金の導入をするというこの矛盾をどう考えるかということをはっきりと、事務局ではなくて大臣の口からお聞きしたいと思っております。

○久保国務大臣 まさに安倍さんがおっしゃいましたことが、今日不良債権問題を解決してまいります私どもの考え方の基本にあることだと思っております。つまり、この不良債権問題が、特に非常に深刻で象徴的な課題となつてまいりました住専の不良債権処理の問題が、長期的に日本経済の将来を見ましても、また国際的な信用という視野から見てまいりましても、早期の解決を迫られているということについては御異存のないところだと思っております。

そのような立場からこの問題を処理していかねばならない中で、私も、今日の巨額の不良債権を抱えるに至つてなお、金融システムの安定化のために、この今日のグローバル化が進みます時代に対応し切れないうる今の金融システムのある方について根本的な改革をしなければならぬという課題と、現実には起こつておりますこの住専問題がこれ以上先送りを許されぬという課題との両面を処理していかねばならないというところで、そのことは矛盾する問題ではない、私もそう思っております。

○安倍(基)委員 これは全く答弁になっていないので、私は、私どもはそう思っております。プリシブルの問題なのです。いわば住専の処理を急ぐから、急ぐためには思い切つて公的資金を導入しなければいけぬといううなことは本当に原理原則の問題じゃないのです。よく新進党は対策を持っていけないじゃないかと言います。しかし、この金融三法のやり方が我々の対案なのです。法的処理でやるというのが我々の考えなのです。金融三法そのものは、法的処理をすると言っているのです。金融機関においてさえ法的処理をするというのを主張しておきながら、金融機関でもない、預金者がだれもない住専を何で法的処理をしないのか。

過去におけるノンバンクにおける処理、幾つかございます。その例をこの前の委員会でも聞きましたけれども、重ねて聞きたいと思ひます。その際にどういう処理をしたか。大体修正プロラタが中心になるようございまして、既にノンバンクで幾つかの法的処理をしているのです。御承知のように、きょうですか、新京都信販が自己破産を申し出ましたね。こういったものがどんどん起こってくる。でございまして、過去においてどういう手段をとったか。そこにおいて、私の

理解するところは、それぞれ法的処理、会社更生を行つたり、特別清算を行つたり、会社整理を行つたりということでございますけれども、この間の委員会でも質問いたしましたが、重ねて報告していただきたいと思ひます。

○西村政府委員 まず、金融機関の破綻処理はすべて法的処理をするというわけではございませんで、預金を受け入れている金融機関が破綻した場合でも、関係当事者が話し合いをされまして、それで解決が図ればそれにしたことはないわけでございます。現に、預金受入金融機関で完全な法的な処理をされたというものがむしろまれなくらいだろと思ひます。

なお、ノンバンクの場合、既に法的処理をされたものというところになります。いわゆる直系ノンバンクにつきましては五例ほどあるかと思ひますが、静信リースが会社更生法の適用で処理されましたが、大阪総合信用等三社、これは大阪銀行の例でございます。フクトクリス等六社、これは福徳銀行が母体でございます。阪和リース等二社、これは阪和銀行が母体でございます。兵銀フクター等二十社、これは兵庫銀行が母体でございます。そのほか、独立系のノンバンクにつきましては、日本モーゲージが特別清算を行つてゐる例もございまして、それぞれおきまして、いわゆる修正プロラタ方式あるいは完全プロラタ方式、母体の経営状況等をも勘案しながら、当事者の間で処理方式が決められてゐる、こういうことでございます。

○安倍(基)委員 もちろん金融機関の場合、話し合ひで、あるいは合併とか吸収で処理できるものはそれにしたことはない。ただ、この法案の基礎には、もしその話し合ひが成立しなかつた場合にはこれは法的処理でいくという基本的な思想があるはずで、これは間違ひございませんね。

○西村政府委員 関係者の間で話し合ひがうまくいかなかつた場合には、その場合の一つの手段として法的な処理をしやすくするというのが今回の法案の趣旨でございます。

○安倍(基)委員 つまり、金融三法もしくは四法というのは、できるだけそういう当事者間の話し合ひでやらせようよ、しかし話し合ひが成立しなかつた場合には法的処理でやろうよということを言っているのです。これが基本原則であり、我々新進党が言っているのも同じなのです。これです。そういふ非常に異例な形である案件につきまして、いわば話し合ひが成立しないところ、本来は法的処理にいくべきところを特別のいわば介入という行政判断を含めてこういう処理にしようという話になっているのです。

でございまして、住専処理は緊急を要するから法的処理にしないでみんな話し合ひでやつたというところは理屈になっていないのです。金融三法こそ原則なのです。大原則なのです。それに対して、住専処理はまあ鬼子みたいなことになるわけですから、そこをしっかりと自民党の方は対策を出せ出せと言ひますけれども、まさに対策がそれなのです。そこで、もし本当に経営困難になれば預金者の保護のために出動するというのはいくつかの考えです。預金者に対して要するに財政を投入する。

ここで金制調、いろいろ議論がございました。最終答申では住専の問題がうまう書かれていまして、書かれていまして、政府・与党の決定どおり書いてあります。しかし、中間段階で果たして住専に公的資金導入の議論がされておるのか。非常にあいまいな形で、金融機関が危なくなつたときにはある程度いわば公的資金の導入も考えられるという議論に対して、また反論があつた。北側委員も指摘しておりましたけれども。

そういう意味で、私はこの金制調の答申を見ると、途中までと住専処理で全くフィロソフィーが違つてゐるのです。というのは、政府・与党の決定をそのまま受けて最終答申をやつてゐる。それまでの過程では、いわば公的資金の導入は考えていなかったと思ひざるを得ない。やはり自己責任原則なのだとおもうことです。もう一度、まず大臣に聞きますけれども、金融

三法におきましては、一般の原理原則においては基本的には法的処理というのをうたいながら、いわば住専にだけ新しい法律をつくってこういう処理をした。急を要する、急を要すると言いますけれども、これからノンバンクの問題が起ってくるのです。その意味で、そのはつきりした理由、どうして原理原則がこうなのに住専だけに特別のいわば公的資金の導入を考えたか、そこをきちっとお答えください。

○久保国務大臣 何回もこれまでもお答えをしてきたのではないかとおっしゃると思いますが、金融三法あるいは四法と言われますものは、この不良債権の実態、特に住専問題のもたらす深刻な影響などを考えながら、今まで金融システムの安定のために、十分にこの破綻処理等を含めてこれらの問題に対応し切っていない、そのことを教訓に学びながらどのようにやっていくかということが今日私どもに課せられた重大な課題であるという立場から、金融関連の新しい原則を確立するための法案を御審議をお願いしているわけでございます。

一方、この住専問題の処理に關しましては、その問題の置かれている現状、そういったものも考え、安倍さんもおっしゃいましたように、長期的な見通し、国際的な視野、そういうものの上に立って今日これは緊急に処理せざるを得ないものという立場から、そのために必要な措置をとらざるを得ない。これから金融関連法の成立によって原則的に運用されていきますものから考えますならば、例外的な扱いになると思えます。しかし、そのことをやり遂げてもこの問題を処理することが、日本経済と将来の金融の安定のために必要であるかどうかという政策的な判断の問題であるということをお願いするのであります。

○安倍(基)委員 まあ、これは議事録をもう一遍読み直してみると、いかに久保大臣の論理がはつきりしていないかがわかります。

そこで久保大臣、ジャパン・プレミアムというのがありますね。ジャパン・プレミアムは銀行別につくのか、どういうぐあいにつくのですか、

御存じです。つまり、A銀行、B銀行、あるいは東京三菱にはこのくらいつく、住友銀行にはこのくらいつく、そういうぐあいに個々につくのですか、それとも一般的につくのですか。ジャパン・プレミアムについて勉強しておきなさいということをおっしゃったけれども、その辺は十分勉強されておられますか。

○榊原政府委員 いわゆるジャパン・プレミアムにつきましては、先生御指摘のとおり、個別の銀行の信用力を反映いたしまして、銀行によって違いうわけでございますけれども、最有力の銀行といえどもジャパン・プレミアムがついていてということとは、日本の金融システムに対する一般的な懸念が存在している、そういうことであろうというふうに考えております。

○安倍(基)委員 今なぜこういう技術的な話をしたかといえますと、大臣はしつちゅうジャパン・プレミアムがつきますよ、つきますよと言います。しかし、ジャパン・プレミアムについての知識をはつきり持っているかどうかを実はテストしたかったのです。というのは、各銀行の信用……(発言する者あり)それは非常に大事なことです。というのは、こういう基礎知識が必要なんです。それぞれの銀行によって違うのです。ジャパン・プレミアムというのは、つまり、物の貸し手ですから、信用度の高いものには余りつけない、信用度の低いものには高くつける、こういう個人責任の原則なんです。

私はある友人と話しました。今母体行責任とよく言われている。なるほど、そうすると、例えば母体行というものは、いつの間にか政治力によって通常で想定される以上の負担を課せられるんだな。ということとは、もう少し国際社会は透明でございまして、このA銀行、B銀行、C銀行、どのぐらい償却している、不良債権を持っている、これだけのくらいプレミアムをつけようかということになるのです。ということとは、国際常識からいまして、ジャパン・プレミアムがつくというのは、ただ漠然とつくのではなくて、それぞれの銀行に

それぞれつくのです。

ここで今、我々が母体行責任と言っております。母体行責任に対してだれも反対しないだろうと言っております。しかし、私は、母体行責任、十把一からげに銀行に対して、要するに銀行を区別しないで、いわば政府の政治力によっておまえこれだけ持てというぐあいに言いますと、プレミアムがますますふえてしまうのです。これは国際金融に非常によく通曉しておるところで聞きました。

その意味で、いわゆる我々がここで今言っているお母体行責任、これは日本国内では通用しても海外で通用するかどうか、海外のジャパン・プレミアムにどう響くか。このいわば住専処理につきまして国際社会が注目しているわけですから。公的資金が導入されるかされないかというものはごく一部です。それとは別に、いわば市民社会における通常の銀行業務に対して、政府が政治力でもって普通では考えられないことをするかしないかによって、ジャパン・プレミアムの動きがまた違ってくるのです。

その意味で、私は今回の住専処理が単に短期的ではなく、長期的な視野でやる必要がある。それとともに国際的な視野でやる必要がある。単に、ある金融機関を、この前大原大臣がいみじくも言われましたように、護送船団方式で、一番足の弱いいわば系統を救うためにそれだけのものをつぎ込む。もしそれが本当にこれから常態化するのであれば、日本の金融界の信用というものは、個々の銀行に対する評価が非常にあいまいなものになる。

この点につきまして、大臣、どうお考えですか。ジャパン・プレミアムを解消する、すると言いますけれども、もちろん基本的には不良債権をどう償却するというのが大事なことです。それによって大分プレミアムが減ってきています。金融不安も減ってきています。だから、早期に処理するということも必要ですけれども、やり方について非常に不透明なやり方であれば、これは最終的には、長期的にはいい結果をもたらさないと考

えます。この点について、大臣は御見解をお持ちでございましょうか。

○久保国務大臣 さすがに大蔵省の御出身だけありまして、大蔵御見識の豊かなところをお聞かせいただきましてありがとうございます。

ただ、私は、いわゆる金融システムにおける自己責任原則、市場規律といったようなものを確立し、そして、これらを支える基本として透明度の高いものを求めていくという立場からいたしますと、今日の護送船団方式から抜け切っていないこれまでの対応の仕方というのは、これは時代に対応し切っていないものである。それをどう改革するかというのが、今私どもが直面している極めて重要で緊急の課題となっているものと考えております。

○安倍(基)委員 では大原大臣、この間の御回答で、今度の住専処理のやり方は護送船団のいわば一つの、最たるものとは言いませんけれども、護送船団方式であるという回答をなさっておりますけれども、御記憶ございいますか。

○大原国務大臣 そういふことは申し上げておりません。日本の金融システムがいわゆる護送船団という批判のさなかにあるときに、系統関係も、もたれ合い、いわゆる護送船団の経営の典型であるから、今後の改革においてはその点に配慮しなければならぬ、そういうことを申し上げたわけなんです。

○安倍(基)委員 つまり、細かいニュアンスは別としてしましても、結局足腰の弱い系統を守るために各銀行がお金を出し合うというシステムそのものじゃないですか。住専処理問題は、だから私が今言いましたように、預金保険でも普通の信用組合まで七倍の保険料を払う、ところが貯金保険法におきましては二・五倍でいいですよ、系統は強いですよ、大丈夫ですよと言っておるわけですよ。その反面、貸しているその五兆五千億が返ってこない大変な危機になるということをおっしゃっているわけですよ。

ここはまず基本的に金融三法の原則、それに対

して住専について特別扱いするというのは、やはり原則に反している。原則は我々の言っている法的処理だ。それによつてもし経営に非常に厳しい話が出てくれば、例えばウルグアイ・ラウンド予算を使うなり、あるいは、まだ我が党の方でコンセンサスを得ているわけではございませんけれども、かつてこの委員会、農林中金が長期債を出してそれを負担する、それを場合によつては政府保証する、政府保証しないやれば一番簡単でございませうけれども、そうやって応分の負担をした上で、長期的な意味で系統をいわば近代化するといふか、生産性を上げるといふか、そういうことが、法的処理でもって経営に問題が起つたらそういう処理をするといふことが、談合といふか話合つて、おまえの持ち分は幾ら、おまえの持ち分は幾らというにして、最後は要するにおれは持ち切れないから半分国が持つということよりよほど透明であり、いわば金融常識に合致するのではないか。

そこで、大臣にもう一度お聞きしますけれども、いわゆる二次損失を二分の一の国庫負担にした根拠は何かという点に対して、非常にあいまいな答えでございまして、六千八百五十億以上にこれから二次損失がどんどんふえるかもしれない、これからほかのノンバンクがどんどん倒産するかもしれない、そういったときに、その損をだれがどう負担するんだ。

例えばさっきの、従来の例の兵庫銀行系のノンバンクでしたかな、たしか二十社のうち系統が貸しているのが数百億あると思ひましたけれども、いかがでございましたか。

○西村政府委員 今まで破綻をいたしましたノンバンクの中には、系統が融資をしていた例もございませう。兵衛フアクター等二十社につきましても、そういう例の一つではございませう。

○安倍(基)委員 私の記憶によりますと、数百億の系統からの貸し付けがあったわけですね。そのときは完全プロラタ方式でやっておるんです。つまり、そういう事例が既にあるんです。ただ、今回の

場合には、金額がべらぼうに多いところから、みんなの協議が成立しないで、法的処理にくのは嫌だ。そこで、こういう話し合いといふか、それぞれの分担を行政が介入して決めて、最後の最後で、本来は系統にこのくらい負担してもらいたいと思はれるところが急に半分になった。

大臣、もう一遍繰り返しますけれども、第二次損失を二分の一の国庫負担にした根拠、そして似たような問題が起つたときにこういうことがあり得るのかどうか。六千八百五十億はまだまだいお入り口です。第二次損失といふかも少し先の、これは地価が下がっていけば必ず第二次損失はふえます。単純な話です。ノンバンクの債権もほとんど不良化していきます。そのときに、二分の一の国庫負担という原則を打ち出したことは、これははかに絶対に使われないのか、今後使われる可能性はあるのか。

大臣は、ノンバンクには公的資金は導入しませんとおっしゃいました。しかし、先々になって、例えばノンバンクにおける系統の焦げつきがべらぼうにふえてくる、あるいは信用組合の焦げつきがどんどんふえてくる、そういうときに、私は、繰り返すようにございませうけれども、この問題が最終局面ならいいんです、入り口で公的資金を導入し、かつ二分の一の国庫負担というルールを打ち出すといふことの危険性を言っているんです。ここは、長い目で見てこの決定がいかどうかといふことのいわば大きなポイントになるんです。

もう一度お聞きしますけれども、二分の一の国庫負担の理由づけと、今後そういう損失が生じたときに、そういう損失の分担のときに、恐らく前例とならざるを得ないと思ひますけれども、この辺を、まず最初に根拠のことをはっきりお聞きしたいと思ひます。どういう根拠で二分の一になったんですか。——大臣に、基本方針です。

のノンバンクにつきましては、今回の住専のように、財政的な支出をその段階でしなないと申し上げておきますので、二分の一という問題は生じないわけではございませう。

失について二分の一の負担をするか、この点でございませう。これも今まで御答弁を申し上げてまいりましたように、まず一次損失については、関係者のぎりぎりの努力によつて極力その損失を埋めるといふ処理をしたわけではございませうけれども、残念ながら六千八百億についてはそういう処理をし切れなかったため、財政が負担をするといふことでお願いをしているといふことでございませう。

○安倍(基)委員 私は事務当局をそう責める気にならない。というのは、最後の段階でもって公的資金導入を決めた。そうすると、銀行が実は黙つちやいなかつたと思ふんです。というのは、いわゆる母体行は全額放棄、一般行は大体債権に就いて放棄する、その方向でいくと、やはり系統が要するに荷が重いものだから、わざわざ、第二次損失を含めた形で一般行の放棄分を決めておきなから、それで第一次損失だけにして系統の部分を少し少なくしたんだ。そういういろいろなことをやっておいたところを、いわば最終段階でもって半分国庫負担になった。これでは金融界がおさまらない。第一次スキームも壊れた。そこで、ではもし万が一出たら、二分の一の負担しませう、それだけの根拠なんですか。何も根拠はないんです。何で二分の一なんですか。何で三分の一

じやないんですか。こういうヤマカン的な、二分の一の国が持ちますよなんて、こういうコミットしたのが先にどう響くか。今でこそこの分だけに限っていますよと言つておられますけれども、ほとんどと信組がつぶれ、ノンバンクがもしつぶれた場合に、言つていられるのかどうか。

例えば、ノンバンクに公的資金を導入しませんでした大臣が言った途端にジャパン・プレミアムが上がつたという話もございませうけれども、いずれにいたしましても、原理原則のないやり方をするといふことは本当に後になって後悔するといふか、かつての一つの政策が今から考えると間違ひであつたと思はれると同様に、後から振り返つてみると大きなミスをしたといふことになりかねない。

大臣、今事務当局が、要するに、できるだけ損害をふやさぬように、最後二分の一にしましたよ、これは論議になつていないのですよ、はつきり言つて、二分の一にした理由がわからない。これは両方納得させるためにしただけの話です。六千八百五十億の根拠があいまいであると同時に、何か二分の一という根拠はあるのか、私はここでもう一遍大臣に聞きます。簡単にいいです。もう時間もございませう。

○久保國務大臣 今銀行局長がお答え申し上げましたように、住専問題の処理の全体的なスキームを当事者であります銀行側とも協議をいたしましたので、その合意点として負担の割合が決まりましたものと承知をいたしております。その根拠につきましても、協議の模様について今銀行局長からお答えを申し上げたのであります。

は事実であつたようですね。というのは、十九日にしたときにはまだみんなが意味がわからなかつた。ところが、はっきりしてきたときに、要するにそういう報道がなされたときに上がったというふうな話も聞いております。

いずれにいたしましても、これからのやり方によって、例えば、これから母体行に幾らか持たせようというところで、皆が、与党も野党も異論がないということ言われますけれども、ただ、もうちょっと国際的な視野で見たときに、これが果たして外人の目から見て、というのは私は五年半海外生活しまして、やはりその点でドライになつたかもしれないけれども、横から見たときにどう評価されるか、これは非常に重要なことです。国内だけの問題じゃないのです。

例えば今度の時効の問題なんかもありますね。時効の問題は別に聞きませんけれども、大体、時効を法律でもって勝手に延ばしたりなんかするというのは、もしこの法律ができたなら、これはちよつと通常の常識からいっておかしいなという批判を受けると思います。今度の住専処理法も、これは横から見て、海外の目から見たときに、ああ、何か通常のルールでやらないで決めたな、それで最終的には政府の要請によって、銀行は弱い金融機関のためにやはり相当の拠出を命じられるのだなと思えば、それぞれの個々の銀行に対する評価というのは非常にあいまいなものになる、ますます不安になるわけです。

そういう意味で、我々は、長い目で見た、国際的な目で物事を見なければいけない。単にこの議場だけの、要するに、系統が大変だ、農民が大変だ、私はもちろんそう思っています。ただ、やはりその資金を大だつと危ない住専に流し込んだところに一番の大きな間違いがありまして、そこが一番の問題点である。私は、住専問題についての責任者はだれかという論文を書いたことがございますけれども、これはまたいつかお目にとまるかと思ひますけれども、基本的には、そういう危ない住専というのに対して、単に大銀行の子会社と

思つて貸したというのは、金融機関としては言えない発言なんです。率直に言ひまして、おまえ金融機関だろう、人のお金を預かってやっているのだらうということでございます。その意味で、私は、やはり国際常識に沿つた処理が必要だと思ひます。

私は、実はきょう一時間で、いろいろな大勢の方をお呼びして十分お聞きできませんけれども、また五日以降に質問の機会が与えられるようでございいますから、きょうお聞きできない点は御勘弁願ひたいと思ひますけれども、そのときに個々の法案についての処理を伺ひたい。

一つこれは農林大臣にお聞きしたいのですけれども、系統関係の事業収益と金融収益、いろいろ聞きますと、事業収益で赤になる、それで金融収益でもって黒になる、そういうものであるというぐあいに聞いておりますけれども、本当にそうであるのかどうか。一言でいいです。

それとともに、そういう金融収益と事業収益とをいけば一緒にしているものにおける貯金保険とというのは本当に意味があるのかどうか。というのは、幾ら保険しても、事業収益がどんどん赤を食つていけば資産が減るわけですね。でありますから、そういう貯金保険とかいう種類のものは、やはり金融業務といわば通常業務と一緒にしていくことの問題点があるのじゃないか。

あと、建設大臣とか国土庁長官にはせっかく来ていただきましたけれども、あと二、三分しかございませんで、これはもともと、要するに総括に近い一般質問だと思いますから、話を聞いていただきたい。

貯金保険は、こういつたいわば事業収益と金融収益とを一緒にしたところの企業でもってやって適当ななかどうかという点が今後の問題としてあるということでございます。

○大原国務大臣 御指摘のとおりでありまして、今日までのところ、いわゆる総合農協というシステムで、御承知のように、今指摘がありましたように、金融収益で事業損失を賄つて単協はでき上

がつておるといふ状態でございまして、今回のような事件にかんがみまして、将来、七十兆円という預金のあり方、金融のあり方を考えるときに、委員御指摘のような問題点も我々は確かに認識をしております。私は、今後の検討課題であらう、このように考えております。

○安倍(基)委員 では、まだちよつと時間があるようでございますから、せつかく建設大臣が来ていただいておりますから、建設大臣に一言。

これから土地の流動化というものがなければ、幾ら騒いでみても困るわけですね。というのは、既にお話が出ていますように、住専処理機構がどんどん競売するといつても、売れないことにはしよ。うがない、価格がどんどん下がつていくわけですから。そうなつてきますと、最終的には土地政策が基礎にない住専処理はうまくいかないのですよ。

せつかくあれでございしますから、今の土地をどうやって本当に流動化していくのかという基本政策が建設省になければ、これは建設省が国土庁かという問題はございしますけれども、これがやはり一番の基礎になるのですよ。金融機関はどんどんと償却していく、だけれども債務はそのまま残つていく、土地は塩漬けのまま。そこに幾ら住専処理機構が一生懸命ねじり鉢巻して競売するといつても、値段がつかないのですから。

○中尾国務大臣 これは時間の関係もございしますから、ごく簡単に申し上げます。

そういう意味で、全くおっしゃる意味はわかりますけれども、従来から、平成七年度の二次補正の予算における用地費用の大幅追加を初めとしたしまして、都市開発を誘発する街路、公園等の公共事業の積極的な実施、これを行っている。民間都市開発機構のこれまた土地取得業務などの都市開発の推進、あるいはまた指定流通機構制度、レインズと言われているが、それの充実による土地取引の活性化、あるいはまた住宅、土地についての規制緩和の推進等の施策を幅広く積極的

進めていこう、こういう方向で進めておる次第でございまして、引き続き国土庁初め関係省庁と連携しつづけていきたい、こう考えております。

○安倍(基)委員 実はそれぞれの法案について質問しようと思つたが、まだこれからやるそうでございますから、せつかくお呼びして空振りに終つて申しわけないけれども。

もう一遍、繰り返すように、今ここで決断することが五年後、十年後という評価を受けるか、あるいは現在において、海外において、将来において、預金者保護という原理原則なくして特定の機関を、もう負担ができないということでもってこういう処理をするということとは、必ず第二、第三の問題を生み出すということは否定できないと思ひます。

現在、朝野を挙げて母体行責任、母体行責任と言つていますけれども、これは国際的に見て本場に通用する議論かなと。世界は我々の決定を注目にしているわけです。よく、株主代表訴訟を防ぐために決議しようとか案文をつくらうとかいろいろ言つていますが、やはり主民主社会の論理というものがあつたのです。我々が物事を決めればそのまゝいけるのじゃないのです。必ずそこに法理というものがあつたのです。

その点について総理大臣の御見解をお聞きして、私の質問を終わらうと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 私はそれなりにずっと何つておりまして、議員のお考えが一つの考え方として成り立つものであらうというのを否定するつもりまではありません。しかし同時に、では母体行には責任はないでしょうか。私は、母体行に責任はあると思ひます。そして、今議員はその母体行……(発言する者あり)お聞きになったから今お返事を申し上げているのです。母体行責任というもののについての疑念を呈せられましたが、私は、母体行責任というものは否定はできない。設立以

来の経緯というものを考えましても、また本院で御党の皆さんから提起をされましたさまざまな問題点からいたしましても、母体行責任というものはあると思います。

そして、入り口、出口というお話もございましたが、私どもは、政策選択として、この住専問題を突破口として金融機関の不良資産の問題を処理していこう、その中でこうしたスキームを御提示を申し上げてまいりました。

○高島委員長 開会がおくれましたので、ひとつ御協力願います。

○安倍(基)委員 今最後に母体行責任の話が出ましたので、この問題について、実は法務大臣などを呼んで詳しくやろうと思っていましたけれども、では、この次の機会にまたさせていただきますから、どうぞよろしく願います。

○高島委員長 これにて安倍基雄君の質疑は終了いたしました。

次回は、明四日火曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

平成八年六月十一日印刷

平成八年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P